

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和6年度）

住 所 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

事業者名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役 高崎 裕樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
上豊田駅 中小田井駅 下小田井駅	障害者対応型エレベーター等の設置（2024～2026年度） エレベーターの基準適合化等（2024～2025年度） 傾斜路の基準適合化等（2024～2025年度）	計画のとおり実施済み

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備の定期点検	エレベーター、エスカレーター等の駅設備について、点検を定期的に実施し、機能の維持に努めます。（2024年度）	計画のとおり実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
段差昇降の支援、声かけ、誘導案内等	駅員配置駅においては、高齢者や障害者等お困りの方がいらっしゃれば、駅係員が可能な限り積極的にお声かけをし、駅構内での移動や列車の乗降のお手伝いを実施します。駅員無配置駅においては、お客さまからご連絡があれば、管理駅から駅係員を派遣し乗務員と連携して速やかに列車乗降のお手伝い・見守り・ご案内を実施します。（2024年度）	計画のとおり実施済み
人員配置の工夫	障害者の方のご利用が多い駅など、駅によっては、お客さまの介助・見守り等を専門的に実施する駅係員を配置したり、時間帯によって近隣駅の駅員を配置したりするなどして、旅客支援に対応できる体制を整えています。（2024年度）	計画のとおり実施済み
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	「サービス介助士」の有資格者を、駅員配置駅の90%以上に配置します。（2024年度）	計画のとおり実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
文字・音声による情報提供の拡充	【案内装置の新設】 佐屋駅（2024年度） 【案内装置の増設】 神宮前駅・国府宮駅・名鉄一宮駅・名鉄岐阜駅・常滑駅（2024年度） 【案内装置の更新】 美合駅・有松駅・本笠寺駅・栄生駅・新木曽川駅・桜井駅・大江駅・朝倉駅・阿久比駅・青山駅・知多奥田駅・観音寺駅・扶桑駅・犬山遊園駅・新那加駅・小幡駅・大森・金城学院前駅・尾張旭駅（2024年度）	常滑駅を2025年度に変更、その他の駅は計画のとおり実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	運輸初等科及び鉄道車掌科において、「サービス介助士」資格を所持する社内講師により、「接遇ハンドブック」（社内資料）を用いた学科講習と、車いす、白杖を実際に使用した実技講習を行います。（2024年度）	計画のとおり実施済み
障害者が参画する研修の実施	障害当事者による講話を研修カリキュラムに組み込んで実施します。（2024年度）	計画のとおり実施済み
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	駅係員・乗務員の「サービス介助士」の取得を推進します。（2024年度）	計画のとおり実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスターの掲出	主要駅において啓発ポスターを掲出し、情報を発信します。（2024年度）	計画のとおり実施済み

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・鉄道事業本部計画部事業計画課を、バリアフリーを一体的に進める主管部署と位置づけ、バリアフリー化を推進します。 ・公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供の充実に努めます。

（３）報告書の公表方法

・インターネットにより公表しています。 名古屋鉄道ウェブサイト https://www.meitetsu.co.jp/profile/barrier-free/

（４）その他

--

住 所 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
事 業 者 名 名古屋鉄道株式会社
代 表 者 名 代表取締役 高崎 裕樹

(令和7年3月31日現在)

[illegible]

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 6 年度）

住 所 名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号

事業者名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役 高崎 裕樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50% 以上所有しているか、又は自社に対し 50% 以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターを設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和6年度）

住 所 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

事業者名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役 高崎 裕樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
9500系 9100系 3500系	基準に適合した新造車両3編成(12両)を導入（2024年度） 基準に適合した新造車両2編成(4両)を導入（2024年度） 既存車両1編成(4両)を改造し基準に適合（2024年度）	計画のとおり実施済み 計画のとおり実施済み 計画のとおり実施済み

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備の定期点検	車両点検を定期的の実施し、機能の維持に努めます。(2024年度)	計画のとおり実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮
についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・鉄道事業本部計画部事業計画課を、バリアフリーを一体的に進める主管部署と位置づけ、バリアフリー化を推進します。 ・公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供の充実に努めます。

(3) 報告書の公表方法

・インターネットにより公表しています。 名古屋鉄道ウェブサイト https://www.meitetsu.co.jp/profile/barrier-free/

(4) その他

--

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(特急等車両)	12 48 編成 (両)	0 0 編成 (両)	0 編成	12 編成	12 編成	12 編成	12 編成
普通鉄道(その他)	298 1,032 編成 (両)	196 672 編成 (両)	234 編成	29 編成	23 編成	216 編成	298 編成
(合計)	310 1,080 編成 (両)	196 672 編成 (両)	234 編成	41 編成	35 編成	228 編成	310 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。
3. 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道を除く）、第2項（新幹線鉄道のみ）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号

事業者名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役 高崎 裕樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備の定期点検	エレベーター等の駅設備について、点検を定期的に実施し、機能の維持に努めます。（2024年度）	計画のとおり実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
段差昇降の支援、声かけ、誘導案内等	駅員無配置駅においては、お客さまからご連絡があれば、管理駅から駅係員を派遣し乗務員と連携して速やかに列車乗降のお手伝い・見守り・ご案内を実施します。（2024年度）	計画のとおり実施済み
人員配置の工夫	障害者の方のご利用が多い駅など、駅によっては、お客さまの介助・見守り等を専門的に実施する駅係員を配置したり、時間帯によって近隣駅の駅員を配置したりするなどして、旅客支援に対応できる体制を整えています。（2024年度）	計画のとおり実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	運輸初等科及び鉄道車掌科において、「サービス介助士」資格を所持する社内講師により、「接遇ハンドブック」(社内資料)を用いた学科講習と、車いす、白杖を実際に使用した実技講習を行います。(2024年度)	計画のとおり実施済み
障害者が参画する研修の実施	障害当事者による講話を研修カリキュラムに組み込んで実施します。(2024年度)	計画のとおり実施済み
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	駅係員・乗務員の「サービス介助士」の取得を推進します。(2024年度)	計画のとおり実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスターの掲出	主要駅において啓発ポスターを掲出し、情報を発信します。(2024年度)	計画のとおり実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・鉄道事業本部計画部事業計画課を、バリアフリーを一体的に進める主管部署と位置づけ、バリアフリー化を推進します。 ・公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供の充実に努めます。

(3) 報告書の公表方法

・インターネットにより公表しています。 名古屋鉄道ウェブサイト https://www.meitetsu.co.jp/profile/barrier-free/
--

(4) その他

--

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 6 年度）

住 所 名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号

事業者名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役 高崎 裕樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50% 以上所有しているか、又は自社に対し 50% 以上出資している中小企業者である。	○

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。